

○国土交通省告示第千号

東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

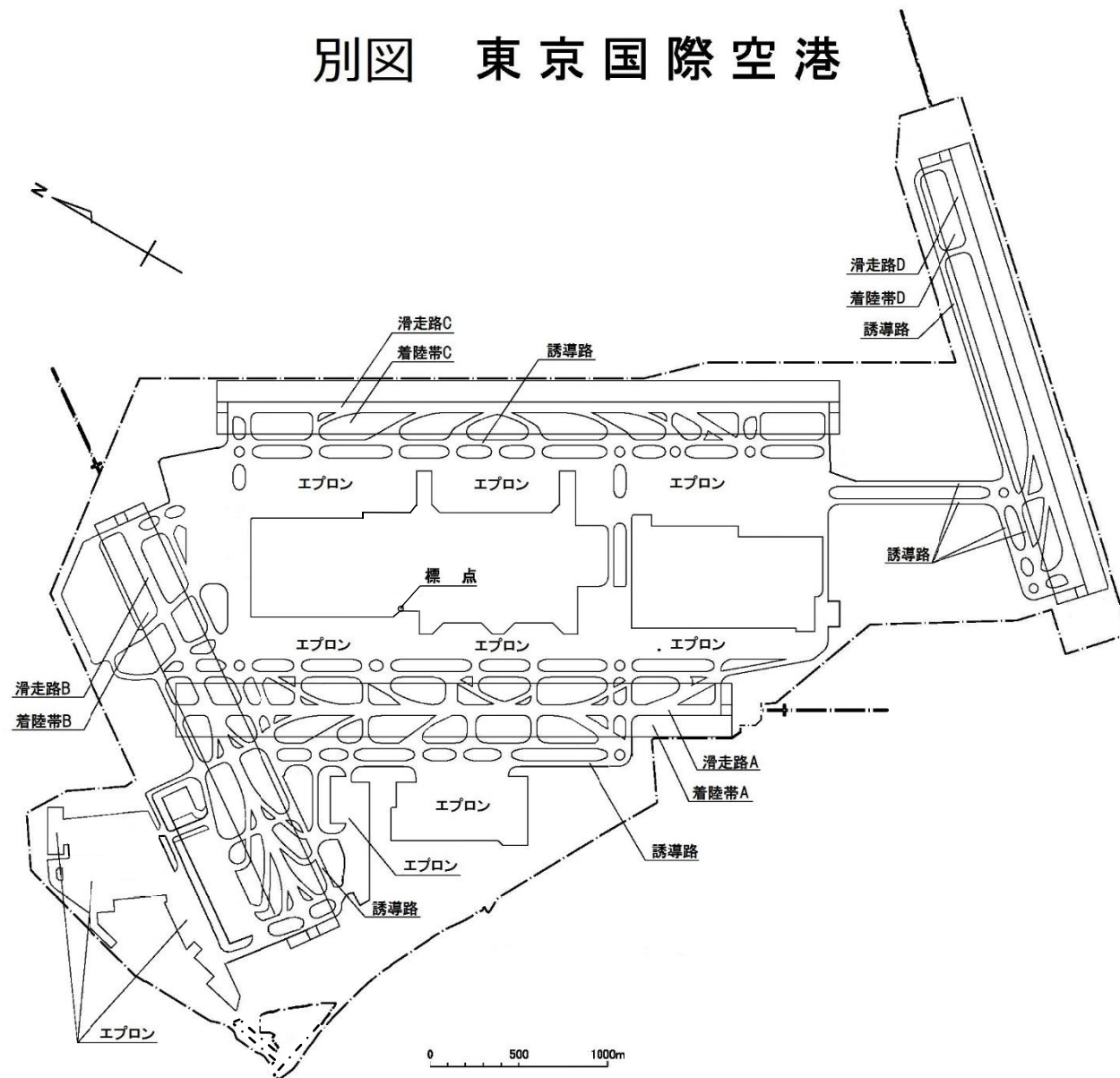
令和七年十月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

- 一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
- 二 空港の名称及び位置 東京国際空港 東京都大田区
- 三 変更した事項（変更前の事項については、令和二年国土交通省告示第五百九十五号を参照。）
 - イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
 - ロ 空港の総面積 千五百十万二千五百三十六平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を東京航空局東京空港事務所において縦覧に供する。

別図 東京国際空港



附 則

この告示は、令和七年十一月一日から施行する。